

港区子育て家庭家事支援及び申請受付等  
業務委託事業候補者募集要項

令和8年4月

港区 子ども家庭支援部子ども家庭支援センター



## 1 目的

港区は、これまで産前産後家事・育児支援事業において、育児支援とあわせて、3歳未満の子どもがいる家庭を対象にホームヘルパーを派遣し、家事支援を行うことで、子育て家庭の負担軽減に取り組んできました。

家事支援を日常的に利用する子育て家庭の保護者は、子どもが3歳になるとサービスを利用できなくなることを不安に感じており、3歳以降も引き続きサービスの利用ができるよう求める声がたびたび寄せられていました。

区が令和5年度に子育て世帯を対象にした実態調査によると、就学前の子どもがいる世帯の共働きの割合は7割を超え、そのうち約8割が夫婦ともにフルタイムで勤務しています。また、区に寄せられる子育て相談では、家事や育児による精神的な余裕のなさ、就学に伴う環境変化など、就学年齢である7歳までの子どもに関するものが全体の約7割を占めています。

こうした状況を踏まえ、子育て家庭に対し日常的な家事支援を行うことにより、保護者の身体的・精神的負担を軽減し、保護者が子どもと安心して生活できる家庭環境の維持・向上を図ることが目的です。

また、家庭訪問型のサービスである特性を活かし、家事支援を通じて家庭の状況を把握し、養育上の不安や孤立が見られる場合には、必要に応じて区の関係部署につなぐことで、子育て家庭の孤立防止及び児童虐待の未然防止に資するものとして実施します。

本件は、これらの目的を踏まえて「港区子育て家庭家事支援及び申請受付等業務」を効率的かつ効果的に実施することができる運営事業者を募集するものです。

運営事業者の選考に当たっては、より目的に沿った質の高いサービス提供を確保するため、民間事業者等を対象に公募型プロポーザル方式により募集及び審査を実施し、最も優れた提案を行った者を事業候補者として選定します。

## 2 業務概要

### (1) 件名

港区子育て家庭家事支援及び申請受付等業務委託

### (2) 履行期間

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで

※ 契約は単年度としますが、令和12年度までの契約については、適正な事業運営がなされていると認められる場合に限り、事業候補者として推薦します。

### (3) 業務内容

別紙1 仕様書のとおり

### (4) 事業規模

35,956,000円(税込)までとします。

※ この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

※ 事業を運営するための設備や職員研修などの経費については、当該委託料に含みません。

※ この金額は、事業の運営にかかる経費（総事業規模）から、仕様書4（5）に記載の利用者負担額を引いた金額です。

<参考>仕様書4（5）に記載の利用者負担額（税込）

① ②③以外の世帯	② 住民税非課税世帯	③ 生活保護受給世帯
2,250 円	1,125 円	0 円

※ 運営の詳細については、事業開始前に区と受託予定事業者で協議し決定します。また、事業開始後も適正な運営を図るため、区と事業者は定期的に協議を行います。

### （5）予定数量

ア 支援時間延べ9,300時間

イ 支援回数延べ3,720回

<参考>本人負担額区分別想定単価等（税込）

	① ②③以外の世帯	② 住民税非課税世帯	③ 生活保護受給世帯
想定時間数	9,000 時間	250 時間	50 時間
想定単価（1時間）	2,250 円	3,375 円	4,500 円
想定交通費（1回）	1,100 円（定額）		

## 3 参加資格条件

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件を全て満たす者とし、各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。また、共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成する全ての事業者が参加資格に該当することが必要です。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取り消し、又は契約を締結しない場合があります。

- （1）港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- （3）経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- （4）港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- （5）港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- （6）区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象とはなりません。

※区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」

を参加条件としています。区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、第一次審査において、評価点を優遇します（※詳細は、【別紙2】港区子育て家庭家事支援及び申請受付等業務委託事業候補者選考基準を参照してください。）。

- (7) 本店、支店、事業所等のいずれかが、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県内のいずれかにある法人又はその他の団体であること。
- (8) 「別紙1 仕様書」に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。
- (9) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備しており、プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するもの）又は、ISMS 認証（ISO/IEC 27001 又はこれと同等の規格に基づくもの）を取得していること。

#### 4 選考スケジュール（予定）

事項	日程
募集要項の公表・配布期間	令和8年4月10日（金）から 令和8年5月14日（木）午後5時まで
募集要項に対する質問受付期限	令和8年4月23日（木）午後5時まで
質問一斉回答	令和8年4月27日（月）
参加表明書・運営提案書等提出期限	令和8年5月14日（木）午後5時まで
第一次審査（書類審査）結果通知	令和8年6月3日（水）以降
第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年6月24日（水）
第二次審査結果通知	令和8年6月25日（木）以降
契約手続	令和8年7月中旬
業務委託開始	令和8年9月1日（火）

#### 5 配布書類等

- (1) 配布場所  
配布書類は、港区ホームページからダウンロードしてください。
- (2) 配布期間  
令和8年4月10日（金）から同年5月14日（木）午後5時まで  
※ホームページのみで配布。
- (3) 配布書類  
ア プロポーザル実施関係
  - ① 募集要項
  - ② 【別紙1】仕様書
  - ③ 【別紙2】港区子育て家庭家事支援及び申請受付等業務委託事業候補者選考基準

## イ 提出資料関係

- ①【様式1】質問書
- ②【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書
- ③【様式3】共同事業体構成書
- ④【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状
- ⑤【様式3-3】委任状
- ⑥【様式4】事業者概要及び業務実績（同種・類似事業の運営実績）
- ⑦【様式5】運営提案書（様式5-1（1）～5-4（3））
- ⑧【様式6】プロポーザル参加辞退届

## 6 質問書の受付・回答

### (1) 受付期限

令和8年4月23日（木）午後5時まで

### (2) 受付方法

【様式1】質問書に必要事項と質問を記入の上、「13 担当・連絡先」へメールにより提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話をしてください。

### (3) 回答方法

令和8年4月27日（月）に、全ての質疑に対する回答書を港区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

## 7 運営提案書等の提出

### (1) 提出受付期間

令和8年4月10日（金）から同年5月14日（木） 午前9時から午後5時まで  
（土・日・祝日を除く。）

※事前に電話予約の上、来所してください。

### (2) 提出先

「13 担当・連絡先」記載のとおり。

### (3) 提出方法

直接、担当へ手交してください。

### (4) 提出資料

応募する事業者は、Ⅰ応募申込書類、Ⅱ運営提案書を提出してください。

なお、書類の不備は、審査時の減点又は失格の対象となる場合があります。

※ 参加表明書提出日（基準日）時点で港区競争入札参加資格登録事業者について契約管財課に手続き中の場合は、事前に「13 担当・連絡先」へご相談ください。

## I 応募申込書類

資料 番号	提出書類	様式	提出部数	
			正本	副本
1	参加表明書兼参加資格審査申請書	様式2	1	—
	<共同事業体を結成し、参加申請する場合>			
	ア 共同事業体構成書	様式3		
	イ 共同事業体協定書兼委任状	様式3-2	1	—
	ウ 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）	様式3-3		
	エ 登記簿謄本	—		
2	物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写） ※「港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準」により、区内事業者の認定を受けている事業者は「区内事業者認定通知」を添付すること。	—	1	—
3	定款又は寄附行為（最新のもの）	—	1	—
4	地域貢献活動項目（該当する場合のみ提出） 加対象となる地域貢献活動項目がある場合は、各項目指定の提出書類 ※【別紙2】港区子育て家庭家事支援及び申請受付等業務委託事業候補者選考基準を参照。	—	1	—
5	事業者概要 ※共同事業体を結成し、参加申請する場合は、構成する全ての事業者について提出してください。	様式4	1	9
	ア 事業者の概要			
	イ 業務実績			

## II 運営提案書について

資料番号	提出書類	様式	提出部数	
			正本	副本
1	(1) <b>1 基本理念</b> (1) 事業運営に当たっての考え方・基本方針	様式5-1(1)	1	8
	(2) (2) 利用者である子育て家庭への向き合い方・支援姿勢について	様式5-1(2)		
2	(1) <b>2 管理運営</b> (1) 事業を安定的に運営するための体制・人材の確保について	様式5-2(1)	1	8
	(2) (2) 利用集中・人手不足等に備えた運営の柔軟性・対応力について	様式5-2(2)		
	(3) (3) 利用者にとって分かりやすく、迷わない利用・予約の仕組みについて	様式5-2(3)		
	(4) (4) 利用者・未利用者の声を把握し、事業改善につなげる仕組みについて	様式5-2(4)		
	(5) (5) マニュアルの整備について	様式5-2(5)		
3	(1) <b>3 事業内容</b> ※可能な限り具体的な提案をしてください。 (1) 提供する家事支援の具体的な内容及び水準並びにその考え方について	様式5-3(1)	1	8
	(2) (2) 利用者宅で家事支援を行う際の配慮事項について	様式5-3(2)		
	(3) (3) 家事支援を通じた区との連携及び情報共有の考え方について	様式5-3(3)		
	(4) (4) 区民の利用しやすさを高めるための取組について	様式5-3(4)		
4	(1) <b>4 安全対策・危機管理</b> ※可能な限り具体的な提案をしてください。 (1) 家事支援従事者の衛生管理の取組について	様式5-4(1)	1	8
	(2) (2) 事件、事故等の未然防止策、事故・災害等発生時の対応、区や関係機関への報告・連絡体制について	様式5-4(2)		
	(3) (3) 個人情報の適切な取扱いに関する取組について	様式5-4(3)		
5	(1) <b>5 受託に関する経費（見積書）</b> 令和8年度事業運営費（総額）について、以下の内訳が分かるように作成してください。 (1) 事業開始に係る初期費用（体制構築、研修等に要する経費） (2) 令和8年9月分の事業運営に係る経費 (3) 令和8年10月から令和9年3月までの事	様式自由	1	8

	<p>業運営に係る経費  ※各経費については、費目ごとの内訳及び積算根拠が分かるように記載してください。  ※人件費については、配置人数、従事時間等の積算根拠が分かるように記載してください。</p>			
--	---	--	--	--

(5) 提出部数

上記「(4) 提出資料」のとおり。

合わせて、提出資料（正本）データを格納したCD-R等1枚を提出してください。

(6) 留意事項

ア 提出書類は、原則A4判縦1枚（両面可）、文字フォントはBIZ UD 明朝 Medium、文字ポイントは11pt以上で作成し（別に指定のあるもの、所定様式が定められているもの、様式自由の書類、パンフレット類を除きます。）、I応募申込書類、II運営提案書をそれぞれ1つのファイル（2穴ファイル）に左綴じにしてください。

イ 副本は、全てのページ（表紙を含む。）に、事業者名（協力事業者名を含む。）を特定できる部分（社名、マーク等）をマスキング（黒塗り）の上、提出してください。

ウ I応募申込書類を綴ったファイルの表紙と背表紙には「港区子育て家庭家事支援及び申請受付等業務委託事業候補者応募申込書類」と「正本」「副本」の別を記入してください。また、正本には、表紙に「事業者名」を記入してください。

エ II運営提案書を綴ったファイルの表紙と背表紙には「港区子育て家庭家事支援及び申請受付等業務委託事業候補者運営提案書」と「正本」「副本」の別を記入してください。また、正本には、表紙に「事業者名」を記入してください。

オ ファイルの中には、資料番号の小見出し（インデックス）を付けてください。

カ 電子媒体（CD-R）に格納する提出書類（電子ファイル）は、区が提示する様式（押印を要する様式を除きます。）については日本マイクロソフト株式会社製「Word」又は「Excel」を使用し、このほかの提出書類は、Adobe社製「PDF」を使用してください。また、電子媒体の表面には「港区子育て家庭家事支援及び申請受付等業務委託事業候補者応募申込書類・運営提案書」及び「事業者名」を表示してください。

## 8 提案に当たっての注意事項

(1) 次の各号に該当する場合は、提案や提出書類が無効となる場合があります。

- ① 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
- ② 記入すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接又は間接的に求めた場合

(2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。

(3) 提出書類等の返却はいたしません。

(4) 提出受付期間終了後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。

(5) 質問受付終了後は、本業務に関する質問は一切受け付けません。

- (6) 区が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めます。
- (7) 提出された運営提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (8) 選考された運営提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとします。
- (9) 運営提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
- (10) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。
- (11) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式6】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

## 9 事業候補者の選考と審査

【別紙2】港区子育て家庭家事支援及び申請受付等業務委託事業候補者選考基準のとおりです。

## 10 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者のみの場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) メール送信等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) プロポーザル方式による選考後、事業開始前までに事業候補者と業務内容、運営の詳細、契約条件等について協議し決定します。また、事業開始後も適正な運営を図るため、区と事業者は定期的に協議を行います。
- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するに当たり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき、港区業者選定委員会に事業候補者を推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消し、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

## 11 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、全て区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定

めるところにより、原則公開です（ただし、同条例第5条に定めるものを除きます。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された運営提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

## 1 2 情報公開請求に関する取扱い

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定に基づく公開請求の対象公文書となり、公開決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号規定する意思表示をする場合には、提案書等に当該意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、公開、非公開の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

## 1 3 担当・連絡先

〒107-0062 港区南青山五丁目7番11号 港区子ども家庭総合支援センター1階  
子ども家庭支援部子ども家庭支援センター  
電 話：03-5962-7201 F A X：03-5962-7205  
メール：minato73@city.minato.tokyo.jp